

第 23 期 第 2 回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成 2 9 年 8 月 3 0 日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 2 回定例農業委員会総会議事録

平成 29 年 8 月 30 日（水）午後 1 時 30 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 2 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	18 名
	事務局	次長
		係長
		係長
		主事

欠席者	農業委員	1 名
-----	------	-----

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 4 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	2 件
-------------	-------------------------	-----

議案第 5 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	2 件
---------	-------------------------	-----

第 3 報告第 4 号	農地法第 4 条の規定に基づく届出について	5 件
-------------	-----------------------	-----

報告第 5 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	2 件
---------	-----------------------	-----

報告第 6 号	相続税の納税猶予に関する継続届について	1 件
---------	---------------------	-----

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成29年度第2回8月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

本日、4番 ○○ ○○委員より欠席の連絡がございましたので、ご報告致します。
開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号6番 ○○ ○○委員、7番 ○○ ○○委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第4号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いします。

今回2件の申請がありました。

1番

譲渡人	中山町中山	○○	○○
譲受人	中山町中山	○○	○○
申請地	中山町中山	田	
譲受人の耕作面積	○○m ²		
申請理由	（譲渡人）労力不足 （譲受人）増反による		
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米、栗、トマト		

申請地では、米を作付けしている所有農地に隣接しており

米を作付け予定。

主な農機具の保有状況 トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車

労働力 常時1人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に農地の権利移動の制限に関する事項がございます。

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

今回の申請地ですが、〇〇 〇〇さんが現在耕作されている田の傍に道路ができたため、分断されて35㎡だけ残っていました。このままでは耕作放棄地になってしまう可能性があるため〇〇 〇〇さんが譲り受けて管理するという話を伺っております。

〇〇 〇〇さんはハウストマトを中心に栽培されており、過去に農業委員の経験がある方です。先ほど事務局から説明があったとおりで、問題ないと思います。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

譲渡人

千葉県八千市 〇〇 〇〇

譲受人	宮下	〇〇 〇〇
申請地	宮下	字井手上 田 外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²
申請理由	(譲渡人)	労力不足
	(譲受人)	増反による経営規模の拡大
	なお、申請地については、20年以上前から所有者である譲渡人が県外在住により耕作が困難であったため、譲受人が農地の管理を任されていたとのことです。	
権利の種類等	売買による所有権移転	
譲受人の作付作物	デコポン、紅マドンナ等の柑橘	
主な農機具の保有状況	トラクター、農作業用自動車	
労働力	常時2人	
周辺農業経営への影響	特に支障なし	

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局から説明があったとおり、約20年前から〇〇さんが耕作されているそうです。この機会に所有権を移転するということでした。〇〇さんが高齢であることは心配されますが、元気な方ですし、息子さんも将来的なことを考えて段取りをされているようですので当面は大丈夫ではないかと思えます。よろしくお願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、2ページをお開きください。

■議案第5号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回2件の申請がありました。

1番

申請地説明図の(1)～(4)が関係資料となっています。

賃貸人	宮下	〇〇	〇〇
賃借人	宮下	〇〇	〇〇
申請地	宮下字大柿	畑	外1筆
転用目的	分家住宅		
権利の種類等	使用貸借権		

申請人は現在、妻と子供達の4人で〇〇市にある社宅にて生活をしており、近々松山市へ転勤になる予定であるため、早急に家族が生活できる住宅が必要となりました。子供達も日々成長しており、今後の将来のことも見据え、両親も近所に住むことを望んでいるため、父である〇〇さんに相談した結果、農地借り受けの話がまとまり、農地転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、〇〇集落に位置する宅地に囲まれた農地であり、10ha未満の広がり無し第2種農地と判断されるものです。すでに〇〇番には農業用倉庫が建っており、後ほど報告させていただきますが、農業用倉庫としての届出を受理しております。1905番1から〇〇番の農地にまたがって住宅が建設される予定で、一体利用地として2筆の転用申請となりました。以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局から説明があったとおりでございます。家庭的な流れとして分家住宅が必要となりました。特に問題はないと思います。〇〇さんは信頼できる方ですのでよろしくお願いします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

委員

物干し場は説明図（2）に含まれているんですよね。

事務局

はい。〇〇番の農地に物干し場があります。

議長

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

（承認）

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

申請地説明図の（5）～（8）が関係資料となっています。

賃貸人 上吾川 〇〇 〇〇

賃借人 米湊 〇〇 〇〇

申請地 上吾川字内台 田

転用目的 農家住宅及び農業用倉庫

権利の種類等 使用貸借権

申請人は現在、会社員の傍ら実家の農業を手伝いながら妻と子供3人とともに借家生活をしています。子供達の成長に伴って自宅が手狭になってきたことや、実家から離れており畑までの時間がかかることから、農業をしている両親の居宅に近く、倉庫も併設することによる農作業の効率化も可能なことから、農地転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、〇〇集落の10ha以上の一団の農地内に位置しており、市街化調整区域内にある農地として甲種農地と判断されるものです。以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いします。

地元委員

事務局から説明があったとおりです。貸借人はご両親が田を1.6ha、畑30a耕作しており、4人兄弟の次男にあたり、お子さんが3人おられます。現在は両親の自宅に倉庫がありますが、屋根が低くトラクターが出入りしづらいため、住宅とあわせて農業用倉庫を建てるということです。よろしくお願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

■報告第4号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第4号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回5件の届出がありました。

1番

申請人	尾崎	〇〇	〇〇
届出地	尾崎字天神下	田	外2筆
転用目的	分譲宅地造成		

2番

申請人	大阪市天王寺区	〇〇	〇〇
届出地	尾崎字天神下	田	
転用目的	分譲宅地造成		

3番

申請人	大阪市中央区	〇〇	〇〇
届出地	尾崎字天神下	田	
転用目的	分譲宅地造成		

4番

申請人	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	下吾川字宮田	田	
転用目的	敷地拡張		

4番も市街化農地になります。

5番

申請人	宮下	〇〇	〇〇
届出地	宮下字大柿	畑	
転用目的	農業用倉庫		

議長

報告第4号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

続きまして、4ページをお開きください。

■報告第5号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の届出がありました。

1番

譲渡人	大阪市西区	〇〇	〇〇
	松山市	〇〇	〇〇
	奈良県橿原市	〇〇	〇〇
	兵庫県宝塚市	〇〇	〇〇
	新居浜市	〇〇	〇〇

	兵庫県尼崎市	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請農地	下吾川字南西原	畑	外 1 筆
転用目的	分譲宅地及び道路拡張		
権利の種類等	所有権 移転		

2 番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請農地	下吾川字柳	田	
転用目的	分譲宅地 1 0 区画		
権利の種類等	所有権 移転		

議長

報告第 5 号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

続きまして、5 ページをお開きください。

■報告第 6 号 相続税の納税猶予に関する継続届について

議長

相続税の納税猶予に関する継続届について、租税特別措置法第 7 0 条の 6 の規定に基づく適用を受けるための証明書を交付したので、次のとおり報告する。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 1 件の届出がありました。

1 番

被相続人	米湊	〇〇	〇〇
相続人	米湊	〇〇	〇〇
届出地	米湊字西ノ原	田	外 3 筆
相続開始	平成〇年〇月〇日		

相続人が相続税の納税猶予申告書を税務署長に提出して以来、申告期限から 3 年目毎に税務署長に提出義務があります「引続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付を相続人より求められたものであります。

松山税務署長宛提出期限が、平成 29 年 9 月 4 日であり、申請地が引続き農業経営を行っている農地として適正に利用していることが確認できましたので、伊予市農業委員会会長専決規程（農業委員会訓令第 1 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定による会長専決により、平成 29 年 8 月 7 日に証明書を交付したものです。

議長

報告第 6 号についてご意見、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

議長

続きまして、その他事項に進みたいと思います。

■その他

- 平成 29 年度農業者年金加入推進について
 - 農業経営基盤強化促進事業の実施に係る利用権設定について
- 事務局より説明あり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 平成 29 年 9 月 29 日（金） 農業振興センター 第 2 会議室
を開催予定としております。

以上で、第 2 回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成 29 年度第 2 回 8 月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

（午後 2 時 20 分 閉会）